

所得税
住民税
(市・県民税)

税の申告がはじまります 準備はお早めに！

税の申告は、平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に得られた個人の収入や、控除・必要経費等を記載して、市役所や税務署に提出をする手続きです。この申告に基づいて、所得税や住民税、国保税などが確定します。正しい申告をするため、また申告時にあわてないためにも、必要書類の整理や収入・支出金額の集計などは早めにご準備ください。

【申告受付期間】

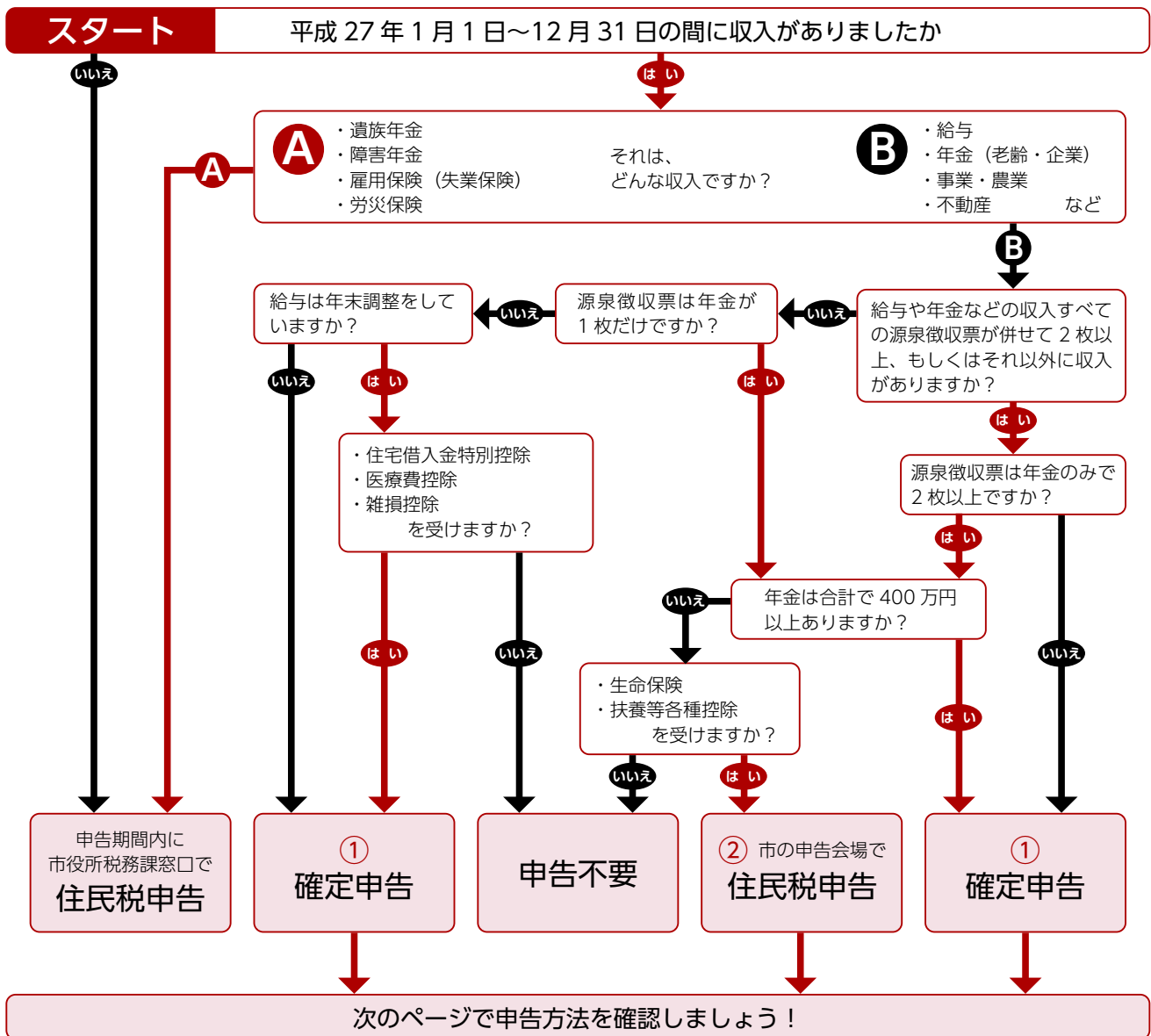
2月16日(火)～3月15日(火)

※所得税の還付申告

医療費控除・住宅借入金等特別控除などの還付申告は、2月16日以前でも甲府税務署で受け付けています。

I 申告が必要な人は、どんな人？

下のフローチャートを参考に、どのような申告をすべきかご確認ください。



■申告が遅くなると・・・

期限を過ぎてから申告書を提出すると納税通知書の届く時期が遅くなったり課税証明書が必要なときすぐに交付を受けることができませんのでご注意ください。

※注意

このフローチャートは、一般的な事例です。その他のケースは、税務課までお問い合わせください。

II 申告方法

■確定申告 (P6 のフローチャート①に該当する方)

次の3つの中から選択してください

1. ご自身で申告書を作成し、甲府税務署へ直接申告（詳しくは甲府税務署までお問合せください）
2. インターネットによる電子申告（国税庁 HP : <http://www.e-tax.nta.go.jp/>）
※公的個人認証サービス付きの住民基本台帳カード又は、個人番号カード・IC カードリーダーライター（家電量販店などで購入可）が必要になります。
3. 市の相談会での申告（相談会日程は P8 を参照）

■住民税申告 (P6 のフローチャート②に該当する方)

下記 (Ⅲ、Ⅳ) に掲載してある必要な持ち物を持って市の相談会に行き、相談しながら作成し、申告する（相談会日程は P8 を参照）

III 申告時に必要な持ち物 (確定申告、住民税申告)

■すべての方に共通

◎各種控除に必要な書類

生命保険料・地震保険料などの控除証明書、
社会保険料・国民年金などの領収書、障害
者手帳、医療費の領収書など

※書類が不足すると控除の受付はできません。

◎印鑑

◎扶養控除・配偶者控除の認定は、所得要件
があるため、被扶養者の所得がわかる書類

■営業等所得がある方

◎収入・支出金額がわかる書類
（収支内訳書・領収書など）

※平成 26 年 1 月から事業所得 (営業、農業)・
不動産所得または、山林所得を生ずべき業務
を行うすべての方に帳簿の記帳・保存が義務
化されています。

また、所得税及び復興特別所得税の申告の
必要がない方も対象となります。

■給与・年金所得がある方

◎所得税の源泉徴収票（原本）

※中途退職し、再就職されなかった方は、以前勤
務していた職場に請求してご用意ください。

■農業所得がある方

◎収入・支出金額がわかる書類

（収穫量・販売数量、自家消費量、経費などを
必ず集計してください。）

◎農協や市場などで発行する収支証明書や領収書

◎動力稲刈機や田植機などを買った、または買い
替えた場合の領収書

◎大型農業用機械（農業用自動車・トラクター・
コンバインなど）を買った場合は、販売証明書・
領収書および保険料の領収書

◎耕作委託料などを支払った場合は、その領収書
など（委託内容が明記されたもの）

◎堰費・土地改良費（維持管理費のみ）の領収書

IV その他申告が必要な方

■太陽光発電の収入がある方

太陽光発電による売電収入
がある場合、その収入は雑所
得となり、設置費や収入・経費のわかるもの
を整理して申告していただく必要があります。



◇必要書類 (新築の場合)

住民票の写し、借入金の年末残高証明書、家屋
の売買契約書・土地の売買契約書（土地も同時
購入の場合）、家屋の登記事項証明書、土地の
登記事項証明書（土地も同時購入の場合）など

■介護認定を受けている方

認定を受けている 65 歳以上の方で、常に
就床を要し、複雑な介護を必要とする方は、福
祉事務所の証明により、特別障害者控除を受
けられます。

* 中古住宅の購入・増改築などについては、税務
署までお問い合わせください。

■住宅借入金等特別控除を受ける方

平成 27 年中に家の新築を行い、10 年以上
の借入があり、適用条件に合致する場合には、
右欄の書類をご用意し申告することで、10 年
間の控除を受けることが可能です。

* 平成 21 年から 31 年 6 月までに居住し、所得
税の住宅ローン減税制度（住宅借入金等特別控
除）を受けた方で、所得税において控除しきれ
なかった金額がある場合は、翌年度の個人住民
税において税額控除がされます。

（上限 97,500 円）

※平成 26 年 4 月以降に居住し住宅取得に係る
消費税が 8% の場合は上限が 136,500 円

V 市の相談会の日程 相談受付時間 9時～16時

受付日	受付会場
2月16日 火	穴山公民館 (穴山ふれあいホール)
2月17日 水	中田公民館
2月18日 木	藤井公民館
2月19日 金	穂坂公民館 (穂坂コミュニティーセンター)
2月21日 日	韮崎市民交流センター ニコリ
2月22日 月	円野公民館 (つぶらの会館)
2月23日 火	清哲公民館 (清哲会館)
2月24日 水	神山公民館 (武田の里ふれあいホール)
2月25日 木	旭公民館
2月26日 金	大草公民館 (大草ふれあいセンター)
2月29日 月	龍岡公民館
3月1日 火	市役所 4階大会議室
3月2日 水	
3月3日 木	
3月4日 金	
3月7日 月	市役所 4階大会議室
3月8日 火	
3月9日 水	
3月10日 木	
3月11日 金	市役所 4階大会議室
3月14日 月	
3月15日 火	

※お住まいの地区以外の会場でも相談を受けます。ご都合に合わせてご来場ください。
 ※受付は、書類の提出が出来る方から順次受け付けます。

※農業・営業所得などがある方は、収支をまとめて、医療費控除のある方は合計額を計算してから申告相談にお越しください。収支がまとめられていない場合には、まとめていただいてからの受付となります。

なお、医療費控除をまとめる際には、人ごと、病院ごとに医療費の計算をしてください。

※会場で作成される方は、時間にゆとりをもってお越しください。

会場地図はこちらのQRコードよりご確認できます。会場名をクリックすると地図が出ます。



VI その他の相談会

◇確定申告書作成相談会

税務署と県と市の共同開催で申告書作成相談会を行います。

※譲渡・贈与・相続についてはお受けできません。

■日時 2月9日(火)
10時～12時・13時～16時

■場所 市民交流センターニコリ1階

■問い合わせ 甲府税務署
☎ 055-254-6105

◇税理士会による無料申告相談会

◆還付申告相談(給与・年金所得者の医療費控除)

■日時 2月4日(木)・5日(金)
10時～11時30分・13時～15時30分

■場所 甲府市総合市民会館3階大会議室

◆小規模納税者のための無料申告相談

所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象として行います。

■日時・場所

1月27日(水)～29日(金)
甲府市総合市民会館3階大会議室

2月1日(月)～3日(水)

甲府市北公民館3階大ホール

2月16日(火)～19日(金)

甲府市総合市民会館3階会議室④

※時間(共通)

10時～11時30分・13時～15時30分

◆税理士記念日無料税務相談

還付申告相談、小規模納税者、年金受給者・給与所得者申告に加え、譲渡・相続・贈与等の相談も受け付けます。(申告書の提出は不可)

■日時 2月23日(火)
10時～11時30分・13時～15時30分

■場所 山梨県税理士会館

■問い合わせ 東京地方税理士会甲府支部
☎ 055-233-1318

ご存知ですか? 医療費控除

平成27年中に、本人や本人と生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費をもとに所得税や住民税を減額することをいいます。(支払った医療費が返ってくるものではありません。栄養ドリンクなどは対象となりませんが、市販の風邪薬や胃腸薬も対象となります。)

また、おむつについては医師が発行した「おむつ使用証明書」により対象となります。

医療費控除を受けるためには確定申告が必要です。領収書原本の提出が必須となりますので、控除を受ける場合には領収書と事前に合計額を集計した計算書などを各申告会場、または、税務署へお持ちください。

詳しくは、税務署もしくは市役所へご相談ください。

■問い合わせ

*甲府税務署

☎ 055-254-6105

*税務課市民税担当

(内線153～155)